

# 第11次九戸村交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

九戸村交通安全対策会議



## まえがき

九戸村においては、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るために、これまで 10 次・50 年にわたり九戸村交通安全計画を策定し、関係機関、団体等が一体となって交通安全対策を推進してきました。

この間、交通安全対策は着実な進展を続けてきましたが、本村においては、過去 5 年間で交通事故により 1 人の尊い命が犠牲となっています。

現在の「くるま社会」の量的拡大と、運転者及び歩行者等の交通関連人口の高齢化等、質的変化がさらに進む中で、必要な対策を怠れば死傷者が生ずることが予想されるところあります。

また、スマートフォン等の携帯端末の普及に伴い歩行中や走行中の操作による危険性が指摘されるなど、交通安全対策において課題となっています。

高齢化社会に移行した現在において、このような状況を直視し、これらの交通事故防止対策を進めることは国、県、村及びそれぞれの各関係機関はもとより、村民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題です。

そのため、人命尊重の理念の下に、総合的かつ長期的な視野に立った交通安全対策を講じ、諸施策を従来にも増して強力に推進していく必要があります。

この「第 11 次九戸村交通安全計画」は、このような観点から交通安全対策基本法に基づき、令和 3 年度から令和 7 年度までの今後 5 年間に講すべき交通安全に関する施策の大綱と施策の推進に必要な事項を定めたものです。

施策の推進及び実施に当たっては、村民の皆様のご理解とご協力を得て、各関係機関、団体等と連携しながら総合的、重点的に進め、交通事故を減少させていくこととしております。

## 目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通安全についての目標	4
第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し	4
1 道路交通事故の現状	4
2 道路交通を取り巻く環境	4
3 道路交通事故の見通し	4
第2節 第1次交通安全計画における道路交通の目標	4
第2章 道路交通安全についての対策	5
第1節 今後の道路交通安全を考える視点	5
1 高齢者及び子どもの安全確保	5
2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	5
3 幹線道路及び生活道路における安全確保	6
4 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進	6
5 地域が一体となった交通安全対策の推進	6
第2節 講じようとする施策(7つの柱)	6
1 道路交通環境の整備	6
(1) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	7
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	7
(3) 交通安全施設等の整備事業の推進	7
(4) 高齢者等の移動手段の確保・充実	8
(5) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	8
(6) 効果的な交通規制の推進	8
(7) 自転車利用環境の総合的整備	8
(8) 災害に備えた道路交通環境の整備	8
(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	9
2 交通安全思想の普及徹底	9
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	9
(2) 効果的な交通安全教育の推進	11
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	11

(4) 交通指導員の育成・強化	1 2
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	1 2
3 安全運転の確保	1 3
(1) 運転者教育等の充実	1 3
(2) 交通労働災害の防止	1 3
(3) 道路交通に関する情報の充実	1 3
4 車両の安全性の確保	1 3
(1) 自転車の安全性の確保	1 3
(2) 農業機械の安全利用の推進	1 4
5 道路交通秩序の維持	1 4
(1) 交通監視活動等の強化	1 4
(2) 暴走族等への対策の強化	1 4
6 救助・救急活動の充実	1 4
(1) 救助・救急体制の整備	1 5
7 交通事故被害者支援の充実と推進	1 5
(1) 無保険（無共済）車両対策の徹底	1 5
(2) 交通事故相談活動等の推進	1 6

#### 参考資料

九戸村における運転免許人口と交通事故発生状況等	1 7
-------------------------	-----

# 計画の基本理念

## 1 【交通事故のない社会を目指します。】

急速な人口減少と超高齢化社会が進行する中、豊かで活力のある村づくりを進めていくためには、村民の安全と安心を確保していくことが極めて重要です。

交通事故（死傷を伴う交通事故をいう。以下同じ。）による被害者数は、災害や犯罪等と比較して圧倒的に多く、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくために重要な要素であることから、今後も更なる対策が必要となります。

人災である交通事故による被害者は出さないという思いを強くし、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失なども勘案し、交通事故のない社会を目指します。

## 2 【人優先の交通安全思想を基本とした施策を推進します。】

道路交通については、自動車等と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保とともに、全ての交通について、高齢者、障がい者、子どもなどの交通弱者に対する一層の安全確保を図る必要があります。

交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもあります。

このような「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進していきます。

## 3 【高齢化が進行しても安全に移動できる社会の構築を目指します。】

道路交通については、高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故の減少を図ることが喫緊の課題です。

また、事業用自動車においても、運転者の高齢化の進行に伴い生じる課題に向き合う必要があります。

高齢化の進行に伴い生じる様々な交通安全の課題に向き合い、解決していくことが不可欠であり、高齢になっても安全に安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会や、障がいの有無に関わりなく全ての世代が安全に安心して暮らせる社会の構築を目指します。

## ○交通社会を構成する三要素と横断的な施策の展開

本計画は、計画期間内に達成すべき目標を設定し、その実現を図るために講すべき施策を示すものです。具体的には、①交通社会を構成する人間、②車両等の交通機関、③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、相互の関連を考慮しながら、効果的かつ効率的な施策を村民の協力の下、強力に推進しようとするものです。

第1に、人間に対する安全対策については、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底等を図り、かつ、歩行者等に対する交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとします。また、交通社会に参加する村民一人ひとりが自らの交通安全意識を改革していくことが極めて重要であることから、そのための教育、普及啓発活動の充実を図るものとします。

第2に、車両等が原因となる事故の防止対策としては、その用途や特性を考慮しつつ安全性を高めるために、必要に応じて関係機関に対し要請するものとします。

第3に、交通環境に係る安全対策については、交通安全施設等の点検や整備、関係機関と連携した効果的な交通規制の推進、施設の老朽化対策、交通に関する情報の提供の充実を図るものとします。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考え方の下、通学路等における歩行者の安全確保に努めます。

これら交通社会を構成する三要素について相互の施策効果を高め、有効かつ適切な交通安全対策を講ずるための基礎として、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実を図るとともに、これを情報発信して村民の理解を得るものとします。また、交通事故が発生した場合には負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるために迅速な救助・救急活動を行うとともに、「犯罪被害者等基本法」の制定を踏まえ、被害者等の支援に万全を尽くします。

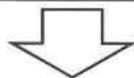
交通安全対策は多方面にわたっており、相互に密接な関連を有することから有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要であり、少ない予算で最大限の効果を上げることができるよう取り組みます。また、交通安全に関する施策は、高齢化、情報化などの社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応するとともに、施策の効果などを勘案して、適切な施策を選択するほか、防災の観点や感染症の影響にも配慮して行うものとします。

交通事故は、安全で安心な暮らしを脅かす最も身近にある脅威であり、その防止には地域一体となって取り組むことが必要であることから、関係機関・団体等の連携の下、村民が参加できる仕組みづくりや、参加・協働型の交通安全活動を推進します。

# 道路交通の安全

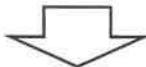
## 1 道路交通事故のない社会を目指して

人命尊重の理念に基づき交通事故のない  
社会を目指します。



## 2 道路交通の安全についての目標

令和7年度までに年間の死者数及び重症者数を  
ともにゼロにします。



## 3 道路交通の安全についての対策

### <5つの視点>

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 幹線道路及び生活道路における安全確保
- ④ 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ⑤ 地域が一体となった交通安全対策の推進



### <7つの柱>

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 交通事故被害者支援の充実と推進

# 第1章 道路交通安全についての目標

## 第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し

### 1 道路交通事故の現状

九戸村では、第10次交通安全計画（平成28年度～令和2年度）の下に、交通事故による年間24時間死者数をゼロにすることを目標に、各般の交通安全対策を推進してきたところです。

しかし、残念ながら人身事故発生件数は減少したものの、平成30年には1人の死者を出してしまい、死者数ゼロの目標を達成するには至りませんでした。

※ 資料として16ページに「九戸村における運転免許人口と交通事故発生状況等」を掲載しています。

### 2 道路交通を取り巻く環境

九戸村内の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、人口減少に伴い、運転免許保有者数も減少の傾向が見込まれます。反面、高齢者人口は増加しており、高齢者の運転免許保有者の増加が見込まれ、本計画期間中には、いわゆる「団塊の世代」の方々が75歳に達し始めることから、75歳以上の高齢者の安全確保が一層重要となります。

### 3 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は、経済社会情勢の動向に伴い、今後さらに複雑に変化すると見込まれ、将来の交通事故の状況についての見極めは難しいところですが、高齢者の死傷者数が増加するという憂慮すべき事態も懸念されます。

## 第2節 第11次交通安全計画における道路交通の目標

関係機関等と一体となって、各般の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進し、交通事故の減少を図ります。特に死亡事故の防止には特段の意を注ぎ、年間の24時間交通事故死者数ゼロを目指します。

また、日常生活に影響の残るような重傷事故を減らすことにも着目し、年間の交通事故による重傷者数についてもゼロを目指します。

さらには、当村において飲酒運転検挙者数がゼロには至っていないことから、飲酒運転の根絶について重点を置いた活動の展開を図るものとします。

なお、目標数については、「令和7年までに年間の24時間交通事故死者数30人以下」という県の目標を踏まえ、当村で算出したものを目標数とします。

※ この計画において重傷者とは、交通事故によって負傷し1か月（30日）以上の治療を要する者をいいます。

## 第2章 道路交通の安全についての対策

### 第1節 今後の道路交通安全を考える視点

#### 1 高齢者及び子どもの安全確保

全国と比較して交通事故による高齢死者の割合が高いことや、今後も高齢化社会が進行することなどを踏まえると、高齢者が安全かつ安心して外出、移動できるような交通社会の形成が求められ、高齢者の多様な実像を踏まえたきめ細かく総合的な交通安全対策の推進と道路環境の形成が必要となります。

高齢者に対する交通安全教育は、医療機関や福祉施設等と連携して実施していくことや、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における交通安全活動を充実させることも重要です。

加えて、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、子どもを交通事故から守ることが一層求められることから、通学路において歩行者の安全確保に努めた道路整備を積極的に推進します。

また、次代を担う子どもを交通事故から守り、歩行者、自転車利用者としての自覚と交通ルール・交通マナーを身に付けさせるため、地域の交通状況に応じた交通安全教室や街頭での指導の実施を推進します。

#### 2 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することは必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。このような情勢等を踏まえ、人優先の交通安全思想の下、通学路、生活環境、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を積極的に進めるとともに、歩行者の安全確保を図る対策を推進します。

また、横断歩行者が関係する交通事故を出さないため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図るとともに、歩行者に対しては、道路を通行する者の一員として交通ルールの順守と交通マナーの向上や、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

自転車については、自動車と衝突した場合は被害者となる反面、歩行者と接触・衝突した場合には加害者となるため、ヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、

駆動補助付自転車等の普及に伴う事故防止の普及啓発、加入済みの保険内容の確認や損害賠償責任保険等への加入促進等の啓発を推進します。

### 3 幹線道路及び生活道路における安全確保

幹線道路においては、事故データ等から事故発生の危険性が高い区間を明確化し、事故要因に即した対策を実施して事故危険区間の重点解消に取組み、交通安全対策効果の更なる向上を図ります。生活道路においては、歩行者の安全を確保し、自動車の走行速度抑制につながる取り組みを行い、安全な道路環境を確保したまちづくりを推進します。

### 4 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進

依然として運転者の不注意や安全不確認による交通事故が後を絶たない状況であることから、発生地域や発生形態等を詳細な情報に基づき分析して、よりきめ細やかな対策を効果的かつ効率的に実施して交通事故の減少を図っていく必要があります。

本計画期間中にもさまざまな交通情勢の変化があり得る中で、その時々の状況を的確に踏まえた取り組みを推進します。

### 5 地域が一体となった交通安全対策の推進

交通の安全は、村民一人ひとりの安全意識により支えられていることから、これまで以上に村民の交通安全対策への関心を高めていく必要があります。

人口動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、安全な交通環境の実現のため、行政、関係団体、住民等の情報共有と協働により地域が一体となって交通安全対策を推進します。

## 第2節 講じようとする施策（7つの柱）

### 1 道路交通環境の整備

幹線道路から生活道路に至るまで安全な道路交通網の体系的整備を進めるとともに、事故要因や対策について十分な分析・検討を行った上で、効果的な対策を推進し、より安全な道路交通環境を形成します。

交通安全施設等の整備に当たっては、事故の特徴や発生要因の分析を行い、その結果を踏まえた対策を実施し、着実な事故の削減を図ります。

また、高齢者や子どもが安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、以下を重点に人優先の道路交通環境整備の強化を図ります。

#### (1) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ① 高齢者や子どもをはじめとする歩行者等の通行の安全を確保するため、通学路や危険性の高い区間の歩行者等の安全確保に努めた道路整備を推進します。
- ② 危険箇所合同点検や緊急安全点検の結果等を踏まえながら、歩行者の安全を確保しつつ、関係機関と連携し、横断歩道等の安全施設の設置を行い、歩行者により安全な道路等の整備を推進します。
- ③ 冬季の安全で快適な歩行空間を確保するため、中心市街地や公共施設周辺等における除雪の効率化等を図ります。

#### (2) 幹線道路における交通安全対策の推進

- ① 死傷事故率の高い事故危険箇所においては、関係機関と連携し、集中的な事故抑止対策を推進します。
- ② 一般道路においては、交通の安全と円滑化を図るため、速度規制をはじめ各種交通規制の見直しを推進します。
- ③ 重大事故発生時には、速やかに関係機関・団体による当該箇所の事故要因調査を行い、事故要因に即した所要の対策を早急に講じ、同様な事故の再発防止を図ります。
- ④ 一般道路の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても整備を検討し、歩行者等の安全を考慮した道路の整備を目指すとともに、道路標識、道路照明等の設置を図ります。

#### (3) 交通安全施設等の整備事業の推進

- ① 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全・安心な歩行空間の確保を図るため、自動車の走行速度抑制につながる取組の実施や歩行空間のバリアフリー化など、総合的な交通事故対策を推進します。
- ② 事故が多発している又は事故の危険性が高い交差点、区域、区間等を選定の上、歩道を含めた交通安全施設等の整備を推進します。
- ③ 村民参加による交通安全施設等の総点検を実施し、改善を必要とする施設等の整備を図ります。

④ 安全な道路交通環境の整備に当たっては、村民が日常感じている意見等も取り入れ、道路交通環境の整備に反映させます。

#### (4) 高齢者等の移動手段の確保・充実

① 高齢者をはじめとする地域住民の移動を支える地域公共交通について、国の補助制度を活用しながら、県と連携して維持・確保に努めます。

② 公共交通事業者が行うＩＣカード導入に対する支援などにより、地域公共交通の利便性向上を推進します。

#### (5) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化

① すべての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩行空間のユニバーサルデザイン化に努めます。

② バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行者空間の整備に努めます。

#### (6) 効果的な交通規制の推進

① 交通事故の多発する地域、道路等においては、最高速度の指定、追い越しのための右側はみ出し通行禁止等、効果的な交通規制の実施を推進します。

② 生活道路においては、歩行者等の安全確保を最優先に考え、関係機関と連携して道路等の状況に応じた交通規制の検討を行います。

③ より合理的な交通規制を図るため、交通規制実施後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態と乖離している交通規制についての見直しを推進します。

#### (7) 自転車利用環境の総合的整備

① 歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるため、路肩のカラー化舗装化や自転車の歩道通行部分の指定等により安全で快適な自転車走行空間の整備に努めます。

② ルールやマナーに関する安全教育、広報啓発を積極的に推進します。

#### (8) 災害に備えた道路交通環境の整備

① 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を促進します。

② 豪雨、豪雪等に対応するため、法面等の防災対策や地域の孤立を解消する道路の整備を推進します。

- ③ 災害発生時においては、被災状況を把握した上で、混乱を最小限に抑えるため災害対策基本法の規定に基づき、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施し、緊急交通路を確保します。

#### (9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

- ① 道路交通が危険であると認められる場合及び道路工事のためやむを得ない場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。
- ② 冬季の安全な道路交通を確保するため、適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、必要に応じて交差点等における消融雪施設等の整備の検討を行います。

## 2 交通安全思想の普及徹底

村民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉え安全に道路を利用するためには、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階や各年代、生活様式に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うことが必要です。

交通安全教育・普及啓発活動については、高齢化が進んでいることから高齢者に対する保護意識を高めながら、村、警察、学校、関係団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かした住民参加型の活動を展開することにより、地域の実情に即した自主的な次の活動を重点に推進していきます。

#### (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ① 幼児に対しては、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。
- ② 小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用に必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び道路の状況に応じて危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び技能を高めることを目標とします。
- ③ 中学生に対しては、自転車の安全走行に必要な技能と知識の習得に加えて、他人の安全にも配慮できることや安全に対する自己責任感を育てることを目標とし、学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。
- ④ 高校生に対しては、二輪車・自転車の安全走行に必要な技能と知識の習得に加え、交通社会の一員として交通ルールを順守し、自他の生命を尊重するなど

責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とし、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等についてさらに理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることに配慮して、人命尊重を根幹に置いた交通安全教育を行います。

- ⑤ 各学校等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力し、各教育活動全体を通して交通安全教育を実施します。
- ⑥ 関係機関・団体は、各学校への交通安全教育の支援として指導者の派遣、情報の提供等を行うとともに、保護者対象の講習会や児童・生徒等に対する補完的な交通安全教育を行います。
- ⑦ 成人に対しては、事業所・官公庁等が交通安全について果たすべき責任を自覚し、業務中の交通事故をはじめ、社員や職員の通勤・帰宅途上等における交通事故に対して自主的な安全運転管理対策を講ずるよう広報啓発に努めます。また、社会人を対象とした社会教育施設における学級・講座等においては、交通安全のための内容を取り入れるとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等の活動を促進していきます。
- ⑧ 高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響等を理解し、納得して安全な交通行動を実践することができるよう、村と医療・福祉施設、交通安全関係団体、交通ボランティア等が連携しながら多様な機会を活用し、実践的技能及び交通ルール等の習得を目的とした交通安全教育を実施します。
- ⑨ 高齢者のいる世帯に対しては、訪問による個別指導、助言等が地域一体となり行われるよう努め、外出時には明るい服装と反射材用品の着用を呼び掛けるなど、交通安全用品の普及にも努めます。
- ⑩ 高齢運転者に対しては、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、高齢運転者の自発的な受講の促進に努めます。
- ⑪ 障がい者に対しては、地域における福祉活動の場を利用することなどにより、障がいの程度に応じきめ細やかな交通安全教育を推進するとともに、介護者や交通ボランティア等を対象とした講習会の開催に努めます。

## **(2) 効果的な交通安全教育の推進**

- ① 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。
- ② 交通安全教育を行う機関・団体は、他の関係機関・団体への資機材の貸与、指導者の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

## **(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進**

- ① 春・秋の「全国交通安全運動」及び夏・冬の「交通事故防止県民運動」、「交通事故死ゼロを目指す日」、「自転車の安全利用推進期間」の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動の重点等について広く村民に周知し、住民参加型の運動として展開します。
- ② 毎月 1 日の「岩手県交通安全の日」、毎月 8 日の「岩手県自転車安全指導の日」及び毎月 17 日の「岩手県シルバー交通安全指導の日」を中心に、それぞれの目的に合わせた住民参加型の活動を展開します。
- ③ 交通安全に対する意識の向上を図り、村民一人ひとりが交通事故に注意して行動することにより交通事故の発生を抑止し、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を維持するため、街頭キャンペーンや交通関係団体と連携した広報啓発活動を積極的に展開します。
- ④ 横断歩行者の安全確保については、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育を推進するとともに、歩行者に対しては、道路を通行する者の一員としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、歩行者が自らの安全を守るためにの交通行動や歩きスマホなどの危険性を理解するための交通安全教育を推進します。
- ⑤ 自転車の安全利用の推進については、車道通行の原則など自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図り、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとしての自転車損害賠償責任保険への加入等の周知など安全利用を促進するとともに、幼児・児童の保護者等に対し、自転車乗用時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努めるほか、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進します。

- ⑥ シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図ります。
- ⑦ チャイルドシートの着用については、保育園等と連携して、保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。
- ⑧ 反射材の普及促進については、着用効果について啓発を行うとともに、視認効果等の理解を深めるために参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。また、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその着用推進を図ります。
- ⑨ 農作業用車両等の利用者に対しても、農業機械用後部反射マーク（通称「低速車マーク」）の取り付け及び衣服や積荷への反射材装着の促進を図ります。
- ⑩ 飲酒運転の根絶については、飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知する交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、ハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組みを進め、「飲酒運転をしない、させない」という村民の規範意識の確立を図ります。また、アルコール依存症が疑われる場合の指導及び支援の推進に努めます。
- ⑪ 広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報等、訴求力の高い内容を重点的に実施するなど、実効の挙がる広報を推進します。
- ⑫ 高齢者の交通事故防止に関する村民の意識を高めるため、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（通称「高齢者マーク」）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努めます。
- ⑬ 季節や気象の変化、地域の実態に応じ、広報活動等で「ライトの早め点灯」及び対向車や先行車がない場合の「原則上向きライト走行」を促します。

#### **(4) 交通指導員の育成・強化**

交通安全教育・普及啓発活動や街頭指導の徹底を図るため、交通指導員の適正員数確保に努め、各種研修等を通じて、交通指導員の育成と資質の向上を図ります。

#### **(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進**

交通安全を推進する民間団体に対しては、指導者の養成や諸行事に対する援助を行い、その主体的な活動を支援します。また、交通安全思想の普及徹底に当たっては、関係機関・団体等が連携を図り、村民の参加・協働を進めます。

### 3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であることから、運転者に対する安全運転教育等の充実を図ります。

#### (1) 運転者教育等の充実

- ① 高齢運転者の交通安全に関する学習機会の拡充に努め、効果的な指導を推進するとともに、高齢運転者標識(高齢者マーク)の表示の促進を図ります。
- ② 自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関・団体と連携を図り、運転免許返納者に対する支援措置の充実、地域公共交通の整備・拡充に努めます。

#### (2) 交通労働災害の防止

- ① 関係機関と連携して交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図り、事業所における安全運転管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育など交通労働災害防止に関する意識の高揚を促進します。

#### (3) 道路交通に関連する情報の充実

- ① 道路交通に影響を及ぼす気象、地震等の自然現象を的確に把握し、適時・適切な情報の発表と迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努めます。
- ② 県、他市町村、防災関係機関等との間の情報の共有やＩＣＴ（情報通信技術）を活用した観測・監視体制の強化を図ります。

### 4 車両の安全性の確保

自動車をはじめとする車両には磨耗、劣化する部品等が多く使用されており、適切な管理を怠れば事故につながる危険性が大きく、その適切な保守管理を推進する必要があります。

車両の保守管理は、一義的にはユーザーの責任の下になさるべきですが、交通事故の発生は、運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命・身体にも影響を与えるため、車両の検査等により、安全性の確保を図っていく必要があります。

#### (1) 自転車の安全性の確保

- ① 毎月8日の「岩手県自転車安全指導の日」、毎年5月の「全国自転車月間」及び各季の「交通安全運動」等における啓発活動を通じて、自転車利用者が定

期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受けるよう啓発を行います。

- ② 児童・生徒が利用する自転車の点検整備については、学校、関係団体の積極的な協力を求め、安全性の確保に努めていきます。
- ③ 自転車の夜間における安全性の確保を図るため、灯火点灯の徹底と反射器材の普及を促進し、被視認性の向上を図ります。

## (2) 農業機械の安全利用の推進

農業機械の使用者に対し、公道走行に当たっての基本的な法律(道路交通法等)の周知徹底を図ります。

## 5 道路交通秩序の維持

交通弱者である子どもや高齢者等の保護の観点に立った街頭監視活動等の交通指導を強化するとともに、道路交通秩序を維持するため、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反の交通指導取締りを強化する必要があります。

### (1) 交通監視活動等の強化

- ① 飲酒運転、無免許運転、横断歩行者妨害、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反や迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの強化を関係機関に要請します。
- ② 自転車利用者による無灯火、二人乗り及び信号無視等の違反に対して指導警告を行うとともに、これに従わない者及び酒酔い運転等の悪質・危険な違反に対しては、検挙措置を推進するよう関連機関に要請します。

### (2) 暴走族等への対策の強化

- ① 暴走族や暴走行為追放の機運を高めるよう、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対する適切な指導等を促進します。
- ② 地域における関係機関・団体の連携を強化し、暴走行為等ができるない道路交通環境づくりを進めます。

## 6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に止めるため、救急医療機関と消防機関等の緊密な連携・協力関係を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の一層の充実を促進します。また、救急現場又は搬送途上における一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制を整備するほか、緊急通報体制の整

備やバイスタンダー(事故現場に居合わせた人)による応急手当の普及に努めます。

#### (1) 救助・救急体制の整備

- ① 交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助及び救急体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を推進します。
- ② 自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会への参加促進や救急の日、救急医療週間等の機会を利用した普及啓発活動を推進します。
- ③ 学校においては、教職員対象の心肺蘇生法(AEDの取扱いを含む。)の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校の保健体育における止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当(AEDの取扱いを含む。)について、指導の充実を推進します。
- ④ 傷病者の救助・救急事案に迅速に対応するため、消防防災ヘリコプターを活用した消防機関との連携訓練の充実を進めるとともに、ドクターへリとの連携を強化することにより救急業務体制の充実強化を図ります。
- ⑤ 保健師等の救急蘇生法指導者講習会への参加を促進し、救急蘇生法等の普及方策など、企画・運営を担う者の養成を図ります。

### 7 交通事故被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により肉体的、精神的及び経済的負担が生じることに加え、家族などのかけがえのない生命が絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような方々を支援することは極めて重要です。

交通事故の被害者等を救済するため、自動車損害賠償責任保険(共済)契約の徹底や広報・啓発を図るとともに、事故に関する相談を受けられる機会を充実させるなど被害者支援を積極的に推進します。

#### (1) 無保険(無共済)車両対策の徹底

- ① 自動車損害賠償責任保険(共済)の期限切れ、掛け忘れ防止のため広報活動を行うとともに、街頭における注意喚起を推進し、無保険(無共済)車両の通行を防止します。
- ② 自転車利用者が加害者となる事故に備え、被害者の救済を図るため、損害賠償責任保険等への加入・更新について普及啓発を行います。

## (2) 交通事故相談活動等の推進

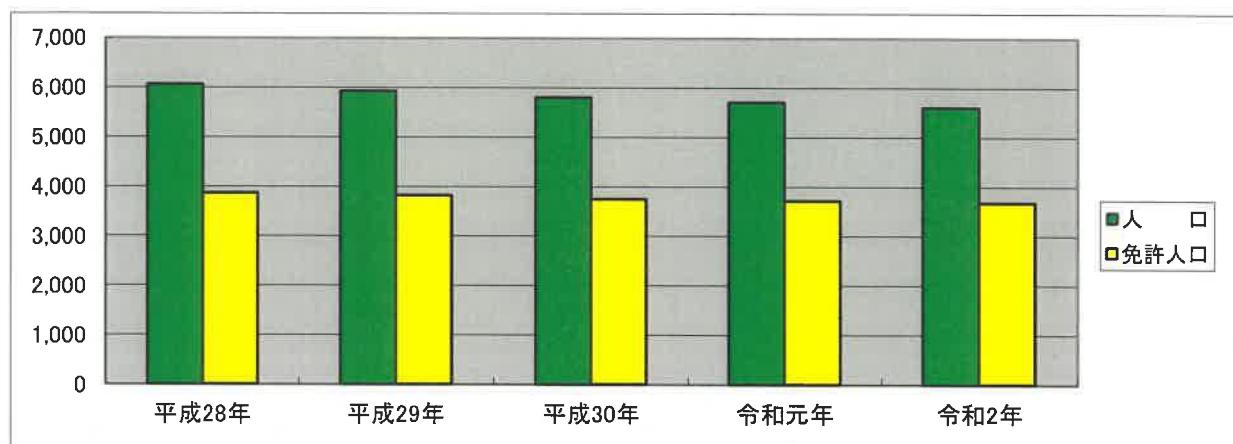
- ① 交通事故相談所等における相談活動を推進するため、関係支援機関、団体等との連絡協調を図ります。
- ② 交通事故相談所の開設情報等を村ホームページや広報誌の活用により周知を図り、村民に広く相談の機会を提供します。

## 資料

### 九戸村における運転免許人口と交通事故発生状況等

#### ① 九戸村の人口と免許人口の推移

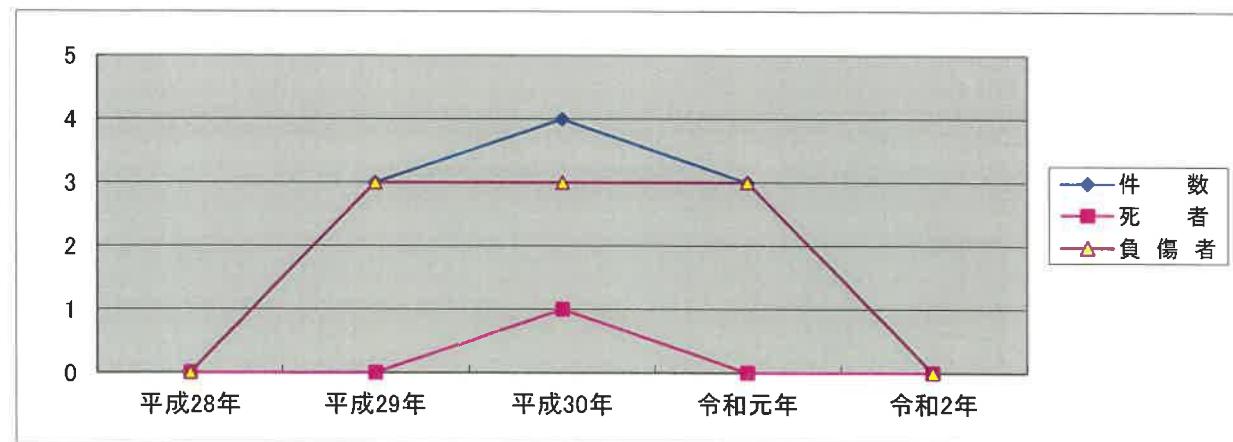
区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人口	6,068	5,927	5,802	5,706	5,608
免許人口	3,868	3,820	3,753	3,721	3,681
免許人口/人口	63.7%	64.5%	64.7%	65.2%	65.6%
自主返納者数	5	7	15	21	23



- 人口、免許人口とも年々減少。
- 人口に対する免許人口の割合は微増の傾向。
- 運転免許自主返納者数は増加傾向。

#### ② 九戸村における人身事故発生件数の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数	0	3	4	3	0
死者	0	0	1	0	0
負傷者	0	3	3	3	0



- 過去5年間において最も事故が多かったのは平成30年。
- 過去5年間において、年間の24時間交通事故死者数0人を達成できなかった。

**③ 過去5年間に発生した人身事故(時間別)**

区分	0時～6時 (夜間～朝)	6時～12時 (朝～昼)	12時～16時 (昼～夕方)	16時～19時 (薄暮時)	19時～24時 (夜間)
発生件数	0	4 (うち死者1名)	3	3	0

**④ 過去5年間に発生した人身事故(路線別)**

区分	国 道	主要地方道	県 道	村 道	その他
発生件数	7	1	0	2 (うち死者1名)	0

**⑤ 過去5年間に発生した人身事故(道路形状別)**

区分	交差点	交差点付近	单 路	一般交通の場所
発生件数	4	0	6 (うち死者1名)	0

**⑥ 過去5年間に発生した人身事故(類型別)**

区分	人対車両	車両相互	車両単独
発生件数	2	7 (うち死者1名)	1

**⑦ 過去5年間の飲酒運転検挙者数**

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
検挙者数	0	1	0	3	1

## 九戸村交通安全対策会議

(九戸村総務課地域防災係)

岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6

電話 0195-42-2111